

令和3年度

介護保険サービス事業者等集団指導資料

有料老人ホーム

サービス付き高齢者向け住宅

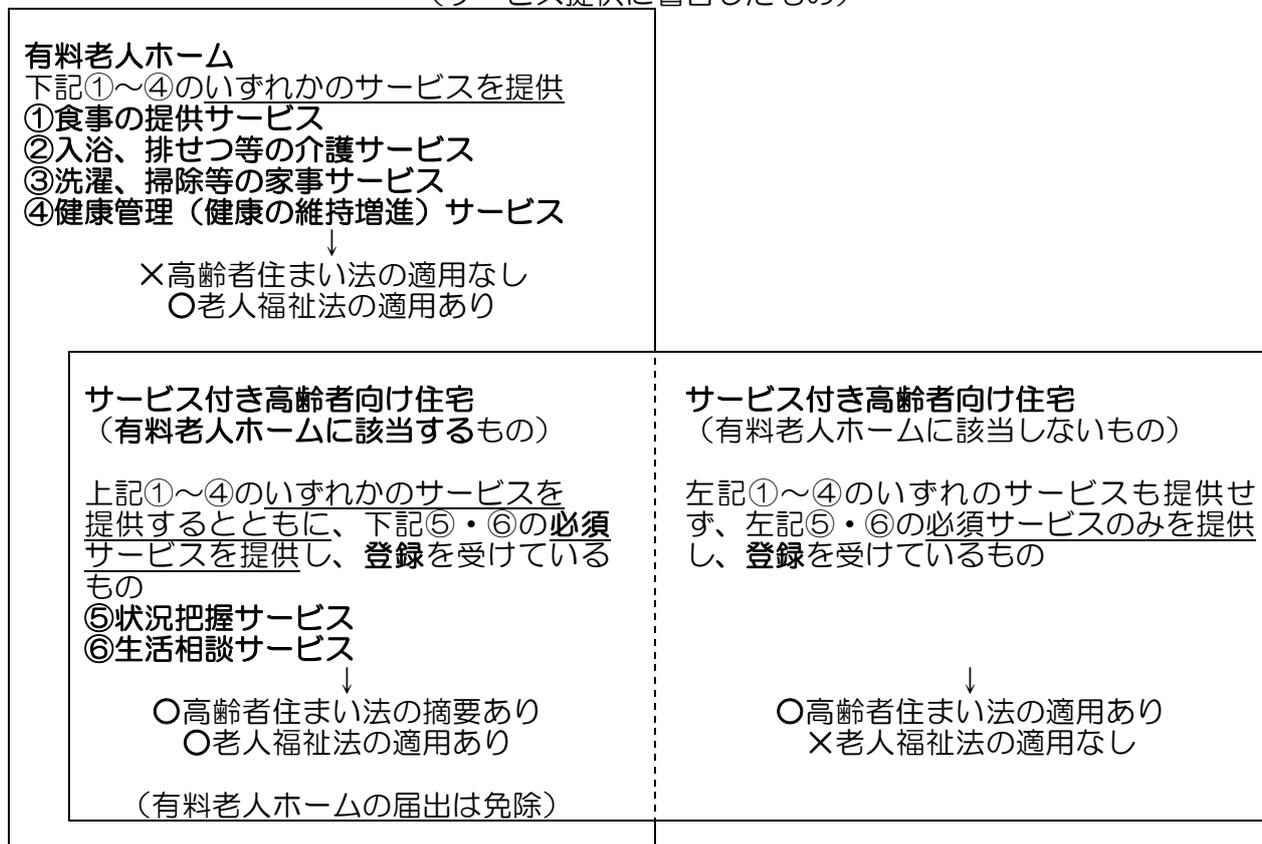
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

長寿社会課介護サービス指導室

## ＜サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームの比較表＞

	サービス付き高齢者向け住宅	有料老人ホーム
根拠法	高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法） ※有料老人ホームに該当する場合は老人福祉法の適用あり（届出義務は免除）	老人福祉法
所 管	国：国土交通省、厚生労働省（共管） 県：建築住宅課、長寿社会課介護サービス指導室 和歌山市：住宅政策課、高齢者・地域福祉課	国：厚生労働省 県：長寿社会課介護サービス指導室 和歌山市：高齢者・地域福祉課
定義・概要	高齢者を入居させ、「状況把握・生活相談サービス（必須サービス）」その他的高齢者生活支援サービスを提供する住宅・施設（高齢者住まい法第5条） ※入居者に「入浴・排せつ・食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯・掃除等の家事」、「健康管理」のいずれかを行う住宅・施設は老人福祉法上の有料老人ホームにも該当する。	老人を入居させ、「入浴・排せつ・食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯・掃除等の家事」、「健康管理」のいずれかを行う施設（老人福祉法第29条第1項）
施設・設備	住戸・居室面積：25㎡以上（一定規模の共用設備がある場合は18㎡以上） 住戸・居室内に水洗便所と洗面設備が必要 住宅・施設内に台所、浴室、収納設備が必要 加齢対応構造 （高齢者住まい法第7条第1項）	居室面積：原則13㎡以上 施設内に食堂、浴室、便所、洗面設備、談話室等が必要 （県指導指針第6章）
登録（届出）	登録申請は任意 ※5年ごとの更新が必要	届出義務 ※サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けたものは届出義務が免除

## ＜サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームの区分図＞ (サービス提供に着目したもの)



# 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

## 指導指針一部改正（令和3年7月1日施行）

以下の内容が追加されました。

### ○職員の配置、研修及び衛生管理等（有料：第8章 サ高住：第6章）

#### 2 職員の研修

- （2）介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。  
経過措置3年あり（令和6年3月31日まで）

#### 3 職員の衛生管理等

- （2）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。  
また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。

### ○業務継続計画の策定等（有料：第9章 サ高住：第7章）

#### 5 業務継続計画の策定等

経過措置3年あり（令和6年3月31日まで）

- （1）感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。
- （2）職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- （3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 6 非常災害対策

- (1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。  
なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。
- (2) (1) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。
- (3) (1) の訓練の結果等を踏まえた防災計画の点検及び必要に応じて計画の見直しを行うこと。
- (4) 災害発生時に必要な備品や備蓄等の点検及び確保を行うこと。

## 7 衛生管理等

経過措置3年あり（令和6年3月31日まで）

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。  
なお、委員会については、感染症対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
- (2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。  
なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である

## 8 緊急時の対応

5から7に掲げるもののほか、事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。

なお、当該計画の策定や訓練の実施にあたっては、5から7に定める計画や訓練と併せて実施することとして差し支えない。

## ○サービス等

**（有料老人ホームのみ）**

- 1 設置者は、入居者に対して、契約内容に基づき、次に掲げるサービス等を提供する場合にあっては、それぞれ、その心身の状況に応じた適切なサービスを提供すること。

### (5) 安否確認又は状況把握

入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること。

#### 4（サ高住：5） 経過措置3年あり（令和6年3月31日まで）

- （2）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- （3）虐待の防止のための指針を整備すること。
- （4）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （5）（2）から（4）までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### ○利用料等 **（有料老人ホームのみ）**

- 2 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。
  - （2）・・・なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。

### ○契約内容等 **（有料：第13章 サ高住：第10章）**

#### 2 契約内容

##### （7）（サ高住：（8））

入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。

#### 8（サ高住：7） 事故発生の防止の対応

- （4）（1）から（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### ○電磁的記録等 **（有料：第15章 サ高住：第12章）**

- 1 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁器的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）によることができる。

## 有料老人ホームにおける前払金（入居一時金）に関する法令の規定について

有料老人ホームにおける前払金（入居一時金）について、老人福祉法（以下「法」という。）及び老人福祉法施行規則（以下「規則」という。）における規定の概要は次のとおり。

### 1 権利金等の受領禁止（法第29条第6項）

有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金（家賃の6月分に相当する額を上限とする）及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用以外の金品（権利金等）を受領してはならない。

### 2 前払金の算定根拠の明示及び保全措置（法第29条第7項、規則第20条の9・10）

有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃等（※1）の全部又は一部を一括して受領するものは、前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて必要な保全措置（※2）を講じなければならない。

**適用除外**：平成18年3月31日までに設置届出済みの有料老人ホームは、保全措置が義務付けられておらず、努力義務（県指針第10章1ア（イ））とされていた。

ただし、平成30年4月に改正があり、平成30年4月1日から3年間は保全措置の法的義務付けの経過期間が設けられ、それ以降の新規入居者からは保全措置を講じられなくなった。

#### ※1 家賃等（規則第20条の9）

入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用率並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として収受する全ての費用（家賃の6ヶ月分を上限とする敷金として収受するものを除く。）とする。

#### ※2 必要な保全措置（規則第20条の10、平成18年厚生労働省告示第266号）

①銀行等（注1）との連帯保証委託契約

②保険事業者との保証保険契約

③信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関）との信託契約

④高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人との保全契約で、①～④に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの

注1 銀行、信託会社、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合で出資の総額が5千万円以上であるもの、労働金庫又は宅地建物取引業法第41条第1項第1号の国土交通大臣が指定する者

### 3 短期間での契約解除等の場合の前払金の返還ルール及び前払金の返還方法を明示した契約の締結（法第29条第8項、規則第21条）

有料老人ホームの設置者のうち、家賃等（2の※1を参照）の全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、以下の場合、所定の方法により算定された金額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

①入居後3ヶ月以内に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合の算定方法  
（家賃等の前払金の額）－（家賃等の月額）÷30×（入居日から契約解除等の日までの日数）

②想定居住期間（前払金の償却期間）内に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合の算定方法

（契約解除等の日以降の期間につき、日割計算により算出した家賃等の額）

### 4 届出事項の追加（規則第20条の5第1項第8の2号）

有料老人ホームの設置の届出を行う際、家賃等（2の※1を参照）の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合は、法第29条第7項に規定する保全措置を講じたことを証する書類（※保全契約書）の添付が必要になった。

※保全契約書：銀行等、保険事業者、信託会社等、（社）全国有料老人ホーム協会のいずれかと交わした保全契約書。

**経過措置**：平成24年4月1日以降に設置の届出を行うものから適用となる。

## 極度額について

令和2年4月1日の民法改正法施行後、連帯保証人を付帯する賃貸借契約において「極度額」の記載が必要となります。

個人が保証人になる根保証契約※については、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。

この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があります。

極度額を定めずに根保証契約を締結してしまうと、その契約は無効となり、保証人に対して支払いを求めることができないこととなります。

「根保証契約」：一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約をいいます。例えば、保証人となる時点では、現実にどれだけ債務が発生するのかがはっきりしないなど、どれだけの金額の債務を保証するのかが分からないケースをいいます。

(記載例)

第〇条(連帯保証)

丙(連帯保証人)は、甲(賃貸人)に対し、乙(賃借人)が本契約上負担する一切の債務を極度額〇〇〇万円の範囲内で連帯して保証する。

改正を踏まえた標準的な契約書や極度額の設定にあたる参考となるデータは以下の「国土交通省HP」又は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」を参照してください。

●国土交通省HP

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000023.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000023.html)

●サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

<https://www.satsuki-jutaku.jp/news/466.html>

# 2020年4月1日から 保証に関する民法のルールが 大きく変わります

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されます。この改正では、保証について新しいルールが導入されています。

このパンフレットでは、保証に関する新しいルールについてそのポイントを説明しています。



法務省

## 保証契約とは

「保証契約」とは、借金の返済や代金の支払などの債務を負う「主債務者」<sup>しゅさいむしや</sup>がその債務の支払をしない場合に、主債務者に代わって支払をする義務を負うことを約束する契約をいいます。

なお、「連帯保証契約」とは、保証契約の一種ですが、主債務者に財産があるかどうかにかかわらず、債権者が保証人に対して支払を求めたり、保証人の財産の差押えをすることができるものです。以下では、単に「保証」としていますが、すべて「連帯保証」を含みます。



## 保証契約のリスク

保証人は、主債務者の代わりに主債務者の負った債務を支払うよう債権者から求められることとなります。保証人が任意に支払わない場合には、保証人は、自宅の不動産が差押え・競売されて立退きを求められたり、給与や預貯金の差押えを受けたりするなど、裁判所の関与の下で支払を強制されることにもなります。

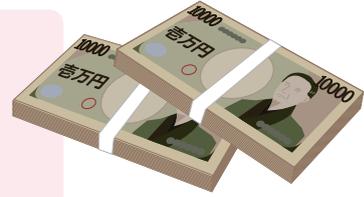
このように、保証は大きな財産的リスクを伴うものですが、主債務者から「迷惑をかけないから」、「名前だけ貸してほしい」などと言われて、安易に保証人となった結果、後々、大変な状況に陥ってしまうというケースも見られます。

保証人になる際には、このようなリスクがあることを十分に認識しておくことが重要です。



## 事例1

- ① 企業経営をしている友人が金融機関から2,000万円の融資を受ける際、「迷惑はかけない。」と言われ、仕方なく保証人になった



- ② 友人（主債務者）は経営に失敗して破産。債権者から1億円を請求される



- ③ 自宅の不動産が差押え・競売されて立退きを求められる

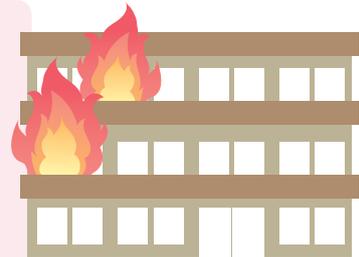


## 事例2

- ① 親戚がアパートを賃借する際に、「名前を貸してほしい。」と言われて保証人になった



- ② 親戚（主債務者）の落ち度でアパート全体が焼失したが、親戚にさしたる財産がないため、債権者から多額の損害賠償を請求される



- ③ 完済まで毎月の給料の差押えを受ける



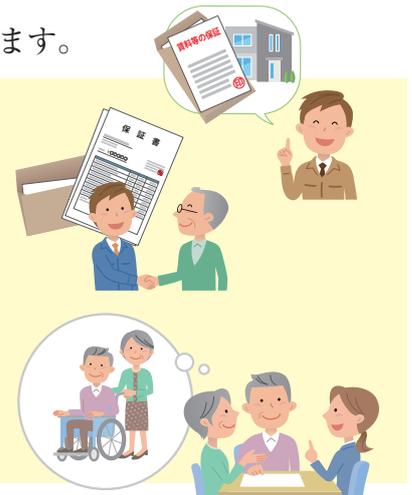
# 極度額(上限額)の定めのない個人の根保証契約について

「根保証契約」とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約をいいます。

例えば、保証人となる時点では、現実にどれだけの債務が発生するのかがはっきりしないなど、どれだけの金額の債務を保証するのかが分からないケースをいいます。

例えば、次のようなケースが根保証契約に該当することがあります。

- ①子どもがアパートを賃借する際に、その賃料などを大家との間で親がまとめて保証するケース
- ②会社の社長が、会社の取引先との間で、その会社が取引先に対して負担する全ての債務をまとめて保証するケース
- ③親を介護施設に入居させる際に、その入居費用や施設内での事故による賠償金などを介護施設との間で子どもがまとめて保証するケース



根保証契約を締結して保証人となる際には、主債務の金額が分からないため、将来、保証人が想定外の債務を負うことになりかねません。

そこで、次のようなルールが設けられています。

※なお、主債務に貸金等債務（金銭の貸渡しや手形の割引を受けることによって負担する債務）が含まれる根保証契約については、既に、2005年4月1日から、今回のルールよりも更に厳しいルールが設けられています。このルールは、今回の民法改正の後も変わりません。

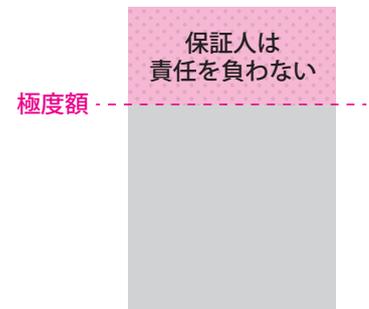
## 1 極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効

個人（会社などの法人は含まれません）が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があります。

極度額は、「〇〇円」などと明瞭に定めなければなりません。

保証人は極度額の範囲で支払の責任を負うことになるので、保証をする際には、極度額に注意を払いましょう。

また、極度額を定めないで根保証契約を締結してしまうと、その契約は無効となり、保証人に対して支払を求めることができないことになるので、債権者にとっても注意が必要です。



## 2 特別の事情による保証の終了

個人が保証人になる根保証契約については、保証人が破産したときや、主債務者又は保証人が亡くなったときなどは、その後が発生する主債務は保証の対象外となります。

# 公証人による保証意思確認手続の新設について

法人や個人事業主が事業用の融資を受ける場合に、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人になってしまい、多額の債務を負うという事態が依然として生じています。

そこで、個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認を経なければならないこととされています。この意思確認の手続を経ずに保証契約を締結しても、その契約は無効となります。

なお、この意思確認の手続は、主債務者の事業と関係の深い次のような方々については、不要とされています。

- ①主債務者が**法人**である場合 その法人の理事，取締役，執行役や，議決権の過半数を有する株主等
- ②主債務者が**個人**である場合 主債務者と共同して事業を行っている共同事業者や，主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者



## 公証人はどんな人ですか。

公証人は、公証人法の規定により、判事（裁判官）、検事、法務事務官などを長く務めた法律実務の経験豊かな者の中から法務大臣が任命しています。

## 保証意思確認の手続をするには、どこに行けばいいのですか。

公証人は、公証役場（公証人が執務する事務所）を設置して事務を行っています。

公証人は、全国に約500名おり、公証役場は約300箇所あります。

保証意思確認の手続について、囑託先とすべき公証役場に制限はありません。

日本公証人連合会 <http://www.koshonin.gr.jp/>

(公証役場一覧) <http://www.koshonin.gr.jp/list>

## 公証人による保証意思確認のの流れ

### ① 公証役場に行く

これから保証人になろうとする方は、保証契約をする前に、原則として公証役場に出向いて、保証意思確認の手続（保証意思宣明公正証書の作成の囑託）を行うこととなります。保証意思宣明公正証書は、保証契約締結の日前1か月以内に作成されている必要があります。

この手続は、代理人に依頼することができません。本人自身が公証人から意思確認を受けることとなります。

### ② 保証意思の確認

公証人から、保証人になろうとする方が保証意思を有しているのかを確認されます。

保証をしようとしている主債務の具体的な内容を認識しているか、保証をすることで自らが代わりに支払などをしなければならなくなるという大きなリスクを負担するものであることを理解しているか、主債務者の財産・収支の状況等について主債務者からどのような情報の提供を受けたか（→7頁参照）などについて確認を受けます。このほか、保証人になろうと思った動機・経緯などについても質問されることがあります。

その後、所要の手続を経て、保証意思が確認された場合には、公正証書（保証意思宣明公正証書）が作成されます。

## 保証意思確認の手続の費用はどのくらいかかりますか。

保証意思確認の手続の手数料は、1通1万1,000円を予定しています。その他の費用については、囑託先となる公証役場にお問い合わせください。



# 情報提供義務の新設

このほか、保証人のために、次のような情報が提供されるようになります。

## 1 保証人になることを主債務者が依頼する際の情報提供義務

事業のために負担する債務について保証人になることを他人に依頼する場合には、主債務者は、保証人になるかどうかの判断に資する情報として、

- ①主債務者の財産や収支の状況
- ②主債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報

を提供しなければなりません。このルールは、事業用融資に限らず、売買代金やテナント料など融資以外の債務の保証をする場合にも適用されます。

## 2 主債務の履行状況に関する情報提供義務

主債務者の委託を受けて保証人になった場合には、保証人は、債権者に対して、主債務についての支払の状況に関する情報の提供を求めることができます。

※この情報提供は、法人である保証人も求めることができます。

## 3 主債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務

債務者が分割金の支払を遅滞するなどしたときに一括払いの義務を負うことを「期限の利益の喪失」といいます。主債務者が期限の利益を喪失すると、遅延損害金の額が大きくふくらみ、早期にその支払をしておかないと、保証人としても多額の支払を求められることになりかねません。

そのため、保証人が個人である場合には、債権者は、主債務者が期限の利益を喪失したことを債権者が知った時から2か月以内にその旨を保証人に通知しなければならないとされています。

改正の内容についてのより詳しい説明は、  
法務省ホームページをご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/  
minji06\\_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)



法務省民事局参事官室

**TEL 03-3580-4111 (代)**

<http://www.moj.go.jp/>

## 有料・サ高住 不適合事項

有料		
番号	指導項目	指導内容
1	高齢者楽隊の防止等のための措置について	虐待が疑われる事案があった場合、虐待防止委員会の設置や職員研修など具体的な措置を講じる体制を整備すること。
2	身体的拘束等に係る検討について	緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、切迫性、非代替性及び一次性について検討を行い、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状態並びに緊急やむ得ない理由を必ず記録すること。なお、上記検討については、身体的拘束等のための対策を検討する委員会で行うなど施設として検討を行う体制を整えること。
3	身体的拘束等の適正化について	身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を速やかに講じること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底すること。</li> <li>・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li> <li>・ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</li> </ul>
4	運営懇談会の開催について	管理者、職員及び入居者によって構成される運営懇談会を開催し、入居者の状況、サービス提供の状況等の内容を報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。
5	職員研修について	人権擁護に関する研修は、1年に1回以上実施すること。また、関係団体が開催する施設外研修会に職員を積極的に参加させること。
6	地震・津波対策（非常用飲料水等）について	非常災害用の飲料水が備蓄されていないため、1日3食を目安に3日分備蓄すること。また、食料についても、1日3食3日分を目安に

7	事故発生防止のための委員会の開催について	事故発生又はその再発を防止するため委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
8	消防訓練について	消火訓練、避難訓練を年2回以上実施し、このうち避難訓練については年1回夜間又は夜間を想定した訓練とすること。また、消防訓練を実施するときは、あらかじめ所管の消防署へ届け出ること。
9	災害対策推進委員等の選任について	施設の非常災害対策を推進する災害対策推進員、提供するサービスの適切な衛生管理を行う衛生管理推進員を選任すること。
10	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止について	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、職員に対して周知徹底するとともに、研修を実施すること。
11	入居契約書について	令和2年4月1日以降の契約からは、法人でない連帯保証人を付帯する場合、「極度額」を記載する必要があるため、今後の契約書については、「極度額」を記載すること。

## サ高住

1	身体拘束等適正化委員会について	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催すること。
2	非常災害対策について	非常災害に備えた避難、救出等の訓練を、定期的に行うこと。なお、避難訓練については、夜間又は夜間を想定した訓練を実施すること。
3	運営懇談会について	入居者の状況、サービス提供の状況、管理費、食費その他の入居者が登録事業者に支払う金銭に関する収支等の内容を報告し、説明すること。
4	事故発生防止のための研修について	事故発生防止のための研修を定期的の実施し、事故の発生又は再発防止に努めること。
5	身体拘束等適正化について	身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について職員に周知すること。</li> <li>・身体的拘束等適正化のための研修を定期的の実施すること。</li> </ul>
6	職員研修について	各種研修（人権擁護に関する研修、感染症、食中毒の発生予防及びまん延防止のための研修）を実施すること。また、外部研修で受講した内容についても、職員に周知すること。
7	消防訓練について	消防訓練を実施したときは、訓練の実施記録を残すこと。